

公益財団法人 鶴友奨学会 奨学生募集要項 (募集のしおり)

公益財団法人鶴友奨学会は、向学心に富み有能な素質を有する学生または生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を給付して教育の機会均等をはかり、将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、公益財団法人鶴友奨学会定款および、鶴友奨学会奨学資金給付規程を制定しております。

鶴友奨学会から学資の給付を受ける学生・生徒を「鶴友奨学会奨学生」といい、給付される学資を「鶴友奨学会奨学資金」といいます。

鶴友奨学会奨学生は、奨学資金の給付を志望する者の中から、「鶴友奨学会奨学生選考基準」により奨学生選考委員会で選考のうえ、理事会にて鶴友奨学会奨学生に採用されます。

1 申請の資格

申請の資格は、熊本県内の高等学校・高等専門学校、大学（四年制及び、短大）に在学し、次の各項に該当するものとします。

- (1) 申請者ならびに、生計を維持し共にしている家族が熊本県内に居住していること。
- (2) 学校教育法による、大学、高等専門学校、高等学校に在学していて、人物、学業ともに優れかつ、健康であって、奨学資金の給付が必要であると認められること。

2 鶴友奨学会奨学生の心得

- (1) 鶴友奨学会奨学生は、当財団の定める鶴友奨学会定款、および鶴友奨学会奨学資金給付規程の定める規則を守り、当財団の指示にしたがうとともに、鶴友奨学会奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。
- (2) したがって、学業成績が不振であったり、学校内外の規律を乱したり、その他性行状況が鶴友奨学生として適当でないと認められたときは、奨学資金の交付を停止いたします。また、家計が好転したときは、奨学資金を辞退してもらうことがあります。

3 給付月額、給付期間

- (1) 大学生 月額 30,000円 [国・公・私立同額]
- (2) 高等学校の生徒 月額 20,000円 [公・私立同額]
(高等専門学校に在学する学生を含む)

(注) 給付期間は、2023年4月から翌年3月までとする。※4月まで遡って給付尚、翌年4月以降も在学し、奨学金の交付を希望する者は、翌年度の奨学生選考手続きを簡素化できる場合があります。(詳細は、該当となった年度の募集期間にお問い合わせください)